

	作業開始前の点検	組立等後の点検
点検項目	(安衛則第567条第1項) 作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無	(安衛則第567条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 ・建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 ・緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 ・足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無 ・幅木等の取付状態及び取り外しの有無 ・脚部の沈下及び滑動の状態 ・筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無 ・建地、布及び腕木の損傷の有無 ・突りよとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
点検実施者	(「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(通達)に掲げる「より安全な措置」等) 職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること	(「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(通達)に掲げる「より安全な措置」等) 以下の者等十分な知識・経験を有する者を指名すること <ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者 ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者 ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
点検結果の記録・保存	特になし	(安衛則第567条第3項) 点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存 <ul style="list-style-type: none"> ・当該点検の結果 ・点検結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
その他		安衛則655条により注文者にも同様の点検の実施、記録・保存が義務づけられている。